

地域と連携した街の清掃美化推進事業補助金交付要綱

(制定) 令和 8 年 6 月 1 8 日付 8 都環公地温第 2060 号決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、地域と連携した街の清掃美化推進事業実施要綱（令和 8 年 4 月 10 日付 8 環資計第 28 号。以下「実施要綱」という。）第 5 3 二に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）と連携し事務を執行する地域と連携した街の清掃美化推進事業（以下「本事業」という。）における補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(補助事業の実施主体)

第 2 条 本補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の実施主体は、実施要綱第 4 1 一に定める者とする。

(補助事業の内容)

第 3 条 補助事業は、実施要綱第 4 1 二に定める事業（当該補助事業のうち、都がその環境施策の推進のため別途自ら又は他の機関を活用して行う補助金の補助対象部分を除く。）であって、実施要綱第 4 1 三に定める都の事業方針に則して実施するものとする。

(補助対象経費)

第 4 条 本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、実施要綱第 4 1 四に定める経費であって、次の各号に適合するものとし、公益財団法人東京都環境公社理事長（以下「理事長」という。）が適当と認めたものとする。

- 一 補助対象事業を実施するための直接的かつ必要最小限の経費
 - 二 補助期間内に契約、取得、実施及び支払が完了する経費
 - 三 補助対象の使途、単価、規模等の確認が可能かつ本事業に係るものとして明確に区分できる経費
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象としない。
- 一 過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの又は本事業以外においても使用することを目的としたものに要する経費
 - 二 中古又は故障中の設備機器の導入に係る経費
 - 三 施工業者等からの還付等に伴い、区市町村、区市町村から補助事業の運営を受託した団体又は個人又は第 28 条第 1 項にて定める間接補助事業者が実質的に負担していないとみなされる経費
 - 四 その他経済合理性を欠くと公社が判断するものの経費
- 3 補助対象経費の中に、本補助金の交付を受けた区市町村から補助事業の運営を受託した団体又は個人及び第 28 条第 1 項にて定める間接補助事業者の自社製品の調達分又はこれらに係る者（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）からの調達分に係る経費がある場合は、本補助金の交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を補助対象経費とする。

(補助金交付額)

第5条 本補助金の交付額は、実施要綱第4 1 四に示す補助事業における補助対象経費（補助対象経費に国若しくは地方公共団体からの補助金若しくは交付金を充当する場合又は補助事業に関し寄附金その他の収入がある場合には、これらの額を控除した額）に、3分の2を乗じた金額とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(補助期間等)

第6条 補助事業は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの期間に実施される事業とする。

2 理事長は、前項の期間において複数の年度にわたる補助事業については、補助事業が実施される年度ごとに本補助金の交付の申請を受理し交付の決定を行うものとし、交付の決定を受けた事業実施年度の4月1日から3月31日までに実施された補助事業に対して本補助金を交付する。

3 前項の補助事業について、継続して本補助金の交付を受けられる期間は、3年以内とする。

(補助金の交付申請)

第7条 区市町村長は、本補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記第1号様式）に、補助事業の事業実施計画書（複数の年度にわたる補助事業にあつては、年度ごとの事業計画を記載したものに限る。以下同じ。）等の様式1-1から様式1-3（別紙含む）までの書類その他補助事業の内容を説明するために必要な書類を添付して、理事長に対し、本補助金の交付を申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 理事長は、前条の規定による申請を受けた場合は、当該申請の内容について書類審査及び必要に応じて現地調査等を行ったうえで、実施要綱第4 1 七に定める審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとし、審査会において補助金を交付することが適当と認めるときは、補助条件を付して本補助金の交付を決定し補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、本補助金を交付することが適当と認められないときは、補助金の不交付を決定し書面により、それぞれ区市町村長に通知するものとする。

2 理事長は、前項の決定において、区市町村長からの補助金交付申請額の合計が当該年度における本補助金の交付予算額の総額を上回るときは、必要に応じて事業の新規性、将来性及び地域性を審査し、減額して本補助金の交付を決定するものとする。

3 理事長は、第1項の決定を行うに当たっては、あらかじめ東京都知事（以下「知事」という。）の承認を受けるものとする。

4 理事長は、申請書に記載された補助事業の完了の予定期日が翌年度以降である場合にあっては、第1項の補助条件に、次の事項を含めるものとする。

一 区市町村長は、補助事業のうち、翌年度以降に行う予定の部分については、翌年度以降における本補助金の交付の有無にかかわらず翌年度以降において実施するものとし、補助事業が完了した場合にあっては第17条の規定による実績報告を行い、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合にあっては第13条第2項又は第14条第2項の規定による理事長の承認を受けなければならない。

二 区市町村長は、前号の規定により補助事業の廃止の承認又は本補助金の交付の決定の一部若しくは全部を取り消された場合において、理事長から補助金の返還又は違約加算金若しくは延

滞金の納付を求められたときは、これに応じなければならない。

(契約等)

第9条 区市町村長は、補助事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴収又はその他の方法により、競争に付さなければならない。ただし、当該補助金の運用上、競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合等、公社が認めた場合はこの限りでない。

(申請の撤回)

第10条 区市町村長は、本補助金の交付の決定の内容又は補助条件に異議があり、当該申請の撤回をしようとするときは、第8条第1項の規定による交付の決定の通知を受けた日から起算して14日以内に、補助金交付申請撤回届出書(別記第3号様式)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の補助金交付申請撤回届出書の提出があったときは、知事に報告するものとする。

(補助金の請求)

第11条 区市町村長は、第8条第1項の規定により本補助金の交付決定の通知を受けた場合においては、補助金請求書(別記第4号様式)により、理事長に対し、速やかに本補助金の交付を請求するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第12条 理事長は、本補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、本補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくは補助条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により本補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他本補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

3 理事長は、第1項の規定による本補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要なになった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る給付金で相当の反対給付を受けないもの(以下単に「給付金」という。)を交付することができる。

- 一 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- 二 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 給付金の額の前項に掲げる経費の額に対する割合その他その交付の方法については、第1項の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

5 理事長は、第1項の規定による取消し又は変更を行ったときは、その内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を区市町村長に通知するものとする。

6 理事長は、第1項の規定による取消し又は変更に当たっては、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

(補助事業の変更の承認)

第13条 区市町村長は、本補助金の交付の決定後、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ、その理由を記載した補助事業内容(経費の配分)変更承認申請書(別

記第5号様式)に、補助事業の変更後の事業実施計画書等様式5-1から様式5-3(別紙含む)までの書類その他変更の内容を説明するために必要な書類を添付して、理事長に対し、申請しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 理事長は、区市町村長から前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、変更を承認することが適当と認めるときは、補助条件を付して、補助事業内容(経費の配分)の変更を承認するものとする。
- 3 理事長は、前項の規定により承認した変更が本補助金の交付決定額の変更を伴うときは、補助事業内容の変更の承認と併せて、本補助金の交付額の変更を決定するものとする。
- 4 理事長は、前項の場合において、区市町村長からの補助金交付申請額及び補助金変更交付申請額の合計が当該年度における本補助金の交付予算額の総額を上回るときは、必要に応じて審査会に諮り、事業の新規性、将来性及び地域特性を審査し、減額して本補助金の交付額の変更を決定するものとする。
- 5 理事長は、第2項の規定による承認及び第3項の規定による決定に当たっては、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。
- 6 理事長は、第2項の規定による承認をしたときは、その結果を、第3項の規定による交付額の変更の決定を行わない場合にあつては補助事業内容(経費の配分)変更承認通知書(別記第6号様式)により、当該決定を併せて行った場合にあつては補助金変更交付決定通知書(別記第7号様式)により、区市町村長に通知するものとする。
- 7 第8条第4項の規定は、第2項による承認及び第3項による決定について準用する。

(補助事業の中止・廃止の承認)

- 第14条 区市町村長は、本補助金の交付の決定後、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、その理由及び中止又は廃止の時期(中止しようとする場合は、再開の見通しを含む。)を記載した補助事業中止(廃止)承認申請書(別記第8号様式)に、申請の内容を説明するために必要な書類を添付して、理事長に対し、申請しなければならない。
- 2 理事長は、区市町村長から前項による申請があったときは、その内容を審査し、中止又は廃止を承認することが適当と認める場合は、補助事業の中止又は廃止を承認する。
 - 3 理事長は、前項の承認に当たっては、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。
 - 4 理事長は、第2項の規定による承認をしたときは、その結果を補助事業中止(廃止)承認通知書(別記第9号様式)により、区市町村長に通知するものとする。
 - 5 理事長は、第2項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(補助事業の遅延等の報告)

- 第15条 区市町村長は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助事業遅延等報告書(別記第10号様式)を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 理事長は、前項の補助事業遅延等報告書の提出があった場合は、知事に報告するものとする。

(遂行状況報告)

- 第16条 区市町村長は、補助事業の円滑かつ適正な執行のために理事長が指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の遂行の状況について、理事長が指示する期日までに、補助事業遂行状況報告書(別記第11号様式)を理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、前項の補助事業遂行状況報告書の提出があった場合は、知事に報告するものとする。

(実績報告)

第 17 条 区市町村長は、本補助金の交付決定を受けた事業実施年度の翌年度の 4 月末日までに、当該補助事業の実績について、補助事業実績報告書（別記第 12 号様式）に様式 12-1 から様式 12-3（別紙含む）までの書類その他実績を説明するために必要な書類を添付して提出することにより、理事長に報告しなければならない。なお、第 14 条の補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときも同様とする。

(補助金の額の確定)

第 18 条 理事長は、区市町村長から前条の補助事業実績報告書が提出され、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該実績報告書に係る補助事業の成果が本補助金の交付の決定内容（第 13 条第 2 項の規定による承認又は同条第 3 項の規定による決定をしたときは、その承認し、又は決定された内容とする。以下次条において同じ。）及び補助条件に適合するものであると認めた場合は、交付すべき本補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第 13 号様式）により区市町村長に通知するものとする。

2 前項の規定により確定する交付すべき本補助金の額は、第 5 条の規定により算出する額又は第 8 条第 1 項の規定により本補助金の交付を決定した額（第 13 条第 3 項の規定により交付額の変更を決定した場合には、当該変更後の額）のいずれか低い額とする。

(決定の取消し)

第 19 条 理事長は、区市町村長が次のいずれかに該当した場合には、本補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により本補助金の交付の決定を受けたとき。
- 二 本補助金を他の用途に使用したとき。
- 三 その他本補助金の交付の決定の内容又は補助条件、その他法令又は本補助金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。

2 理事長は、前項の規定による取消しをするに当たっては、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

3 第 1 項の規定は、第 18 条第 1 項の規定により交付すべき本補助金の額の確定があった後においても適用する。

4 理事長は、第 1 項の規定による取消しをしたときは、速やかに区市町村長に通知するものとする。

5 本事業に係る都と公社との連携を中止、又は終了しているときは、第 1 項、第 2 項及び前項中「理事長」とあるのは「知事」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(不正手続き等に対する措置)

第 19 条の 2 理事長は、区市町村長又は第 28 条第 1 項にて定める間接補助事業者（以下「交付申請者等」という。）が、偽りその他不正の手段によりこの要綱に規定する手続きを行い、又はこの要綱その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該交付申請者等に対し、次の措置を講じることができる。この場合において、交付申請者等から業務を受託した者が不正手続き等を行ったときは、当該交付申請者等が当該業務を受託した者と共に不正手続き等を行ったものとみなして本条を適用する。

一 第 8 条第 1 項の規定による本補助金の不交付の決定、第 19 条第 1 項の規定による交付決定の取消し、次条第 1 項の規定による本補助金の返還の請求及び第 21 条第 1 項の規定による違約加

算金の納付の請求。

- 二 公社が都の補助金の交付を受けて行う補助金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、補助対象者の対象外とすること。
- 三 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

(補助金の返還)

- 第20条 理事長は、区市町村長に対し、第12条第1項又は第19条第1項の規定による取消しを行った場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に区市町村長に本補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 理事長は、区市町村長に交付すべき本補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える本補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
 - 3 本事業に係る都と公社との連携を中止、又は終了しているときは、前2項中「理事長」とあるのは「知事」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(違約加算金及び延滞金)

- 第21条 理事長は、第19条第1項の規定により、本補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、本補助金の返還を命じたときは、区市町村長に対して、当該命令に係る本補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額（その一部を納付した場合のその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を納付させなければならない。ただし、違約加算金の額が100円未満となる場合は、この限りでない。
- 2 理事長は、本補助金の返還を命じた場合において、区市町村長がこれを定められた納期日までに納付しなかったときは、区市町村長に対して、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付させなければならない。ただし、延滞金の額が100円未満となる場合は、この限りでない。
 - 3 前2項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
 - 4 本事業に係る都と公社との連携を中止、又は終了しているときは、第1項及び第2項中「理事長」とあるのは「知事」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(違約加算金の計算)

- 第22条 理事長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、区市町村長の納付した金額が返還を命じた本補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた本補助金の額に充てるものとする。
- 2 本事業に係る都と公社との連携を中止、又は終了しているときは、前項中「理事長」とあるのは「知事」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(延滞金の計算)

- 第23条 理事長が第21条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた本補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 2 本事業に係る都と公社との連携を中止、又は終了しているときは、前項中「理事長」とあるのは「知事」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(他の補助金等の一時停止等)

第24条 理事長は、区市町村長に対し本補助金の返還を命じ、区市町村長が当該本補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該区市町村長に対して、同種の事務又は事業について交付すべき給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

2 本事業に係る都と公社との連携を中止、又は終了しているときは、前項中「理事長」とあるのは「知事」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(財産処分の制限)

第25条 区市町村長は、この要綱並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に従って補助事業により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意を持って管理するものとする。

2 区市町村長は、あらかじめ理事長の承認を受けないで、取得財産等の処分（本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、当該取得財産等について、その取得又はその効用の増加の日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過した場合及び取得価格又は効用の増加額が単価50万円未満のものは、この限りでない。

3 区市町村長は、前項に規定する承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記第14号様式）を理事長に提出しなければならない。

4 理事長は、第2項の規定による承認をしようとするときは、前項の規定による申請を受けた後、速やかに財産処分承認通知書（別記第15号様式）により、区市町村長に通知するものとする。

5 区市町村長は、理事長の承認を受けて取得財産の処分をすることにより収入があった場合は、その収入の金額が補助を受けた金額以上のときは当該補助を受けた金額を、その収入の金額が補助を受けた金額を下回るときは当該収入の全額を公社に納付するものとする。

6 本事業に係る都と公社との連携を中止、又は終了しているときは、第2項から第5項の「理事長」とあるのは「知事」と、前項の「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(関係書類の保管)

第26条 区市町村長は、本補助金の交付に係る予算と決算の関係を明らかにした書類を補助事業の完了した日の属する公社の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助事業である旨の表示)

第27条 理事長は、補助事業の内容等に応じて必要があると認めるときは、区市町村長に対し、補助事業完了後に補助事業である旨の表示を見やすい場所に掲示するよう求めることができる。

2 本事業に係る都と公社との連携を中止、又は終了しているときは、前項中「理事長」とあるのは「知事」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(間接補助)

第28条 区市町村長は、本事業を利用して区市町村が実施する補助事業を利用する団体その他の者（以下「間接補助事業者」という。）に補助するときは、第19条から第23条まで、第25条か

ら第 26 条まで、第 30 条及び第 33 条に掲げる交付要件の規定に準ずる条件を付さなければならない。

- 2 理事長は、間接補助事業者から区市町村長に財産処分による納付があったときは、区市町村長に対し、その納付額の全部又は一部を公社に納付させることができる。
- 3 理事長は、間接補助事業者から区市町村長に報告書等が提出されたときは、当該報告書等を提出させることができる。
- 4 理事長は、区市町村長が間接補助事業者に対し第 30 条に準ずる立入調査等を行ったときは、当該調査等の結果について報告させることができる。
- 5 本事業に係る都と公社との連携を中止、又は終了しているときは、前 3 項中「理事長」とあるのは「知事」と、「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(周辺環境への配慮)

第 29 条 区市町村長は、補助事業の実施に当たっては、周辺地域の生活環境に支障が生じないようできる限り配慮しなければならない。

(立入調査等)

第 30 条 知事及び理事長は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、区市町村長に対し、本事業に関し報告を求め、区市町村の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 区市町村長は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(情報発信等)

第 31 条 補助対象事業者等は、公社の求めに応じ、補助事業の効果等に関する分析・検証を行うために必要な情報の提供、事業報告、都と連携した情報発信その他の協力をする。

(指導・助言)

第 32 条 知事及び理事長は、本事業の適切な執行のため、区市町村長に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

(個人情報等の取扱い)

第 33 条 理事長は、本事業の実施に関して知り得た間接補助事業者等に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国及び他の地方公共団体が行う補助金等の交付事業に関わる目的及び必要な範囲において、次に掲げる事項にのみ使用する。

- 一 本事業における補助金の審査、交付決定、交付及び事業の適正な執行
- 二 公社が実施する他の助成事業における審査、交付及び適正な執行、重複申請・重複受給の確認、不正受給の防止並びに制度改善のための照合
- 三 国、地方公共団体等が行う同種の補助金事業における重複受給の確認
- 四 補助金制度に関する統計分析、およびその結果を活用した制度改善ならびに新規事業の企画
- 五 東京都への事業報告及び東京都が実施する環境・産業・エネルギーの各施策への活用
- 六 東京都及び公社が実施する各種事業、補助金・助成金、イベント等の情報提供

- 2 理事長は、補助金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、

間接補助事業者等が都、国及び他の地方公共団体等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を都、国及び他の地方公共団体等と協議の上、当該都、国及び他の地方公共団体等から収集することができる。

- 3 理事長は、本人の同意がある場合、前2項及び法令に定められた場合、その他公社の「個人情報の保護に関する規程」に基づき認められる場合を除き、理事長は、本事業の実施に関して知り得た間接補助事業者等の個人情報等について、当該間接補助事業者等の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集してはならない。

(その他必要な事項)

第34条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月18日から施行し、令和8年4月1日に遡及して適用する。